

## 米中貿易摩擦とアジア

アジア経済交流センター 海外ビジネスアドバイザー 福井 孝敏

2018年7月に始まった米中それぞれによる輸入関税引上げ措置は、2019年9月に発動した第4弾のうちの一部が実施された状態で2020年1月15日に両国間で「第一段階」の合意署名（2月14日発効）されて、一段落を見た。

（当初第4弾には19年12月15日発動予定（スマホ、玩具等1,600億ドル相当）の関税引上げが含まれていたが、上記の合意成立で発動が見送られた。）

両国間では引き続き「第二段階」の合意に向けて協議が続行されるが、これには中国経済発展の根幹を成す「中国製造2025」政策の大幅な修正を伴う事から合意の達成は容易ではないと見られている。

表1 米中貿易摩擦のこれ迄の経緯

2018年	
7月6日	米中、制裁・報復第1弾を発動
8月23日	米中、制裁・報復第2弾を発動
9月24日	米中、制裁・報復第3弾を発動
12月1日	米中が首脳会議、貿易戦争の「一時休戦」で合意
19年	
5月10日	米国、制裁第3弾の追加関税率を引き上げ
6月1日	中国、報復第3弾の追加関税率を引き上げ
29日	米中が首脳会議、貿易戦争の「一時休戦」で再合意
8月1日	米国、制裁第4弾を9月1日に発動すると表明
9月1日	米中、制裁・報復第4弾の一部をそれぞれ発動
10月11日	トランプ米大統領が「第一段階の合意に達した」と表明。米国は15日に予定していた制裁1～3弾の関税引き上げを見送り
12月13日	米中、「第一段階」の合意を発表。米中が15日に予定していた制裁・報復第4弾の残りの発動を見送り
20年	
1月15日	米中が「第一段階」の合意署名
2月中旬	米国、合意に基づいて発動済みの制裁第4弾の追加関税率を半減
3月5日	中国で全人代(国会)開幕
11月3日	米大統領選投票

出所：毎日新聞（2020年1月17日）

また、米国側の一連の措置は単に中国との貿易赤字を削減するという単純な背景ではなく、米国にとっての国家安全保障上の最大の脅威となりつつある中国の国力の発展を削ぐという構造的な背景を持つものである。この文脈からは「2019国防授權法」の一部となる「2018年輸出管理改革法（ECRA）」及び「2018年外国投資リスク審査現代化法（FIRMA）」の動きが米中両国に大きな生産・販売拠点を有する我が国企業の今後の運営にとって極めて重要となる。

先ず、米中による輸入関税引上げ合戦によりアジア諸国の経済にどのような影響を及ぼしたのか見てみよう。

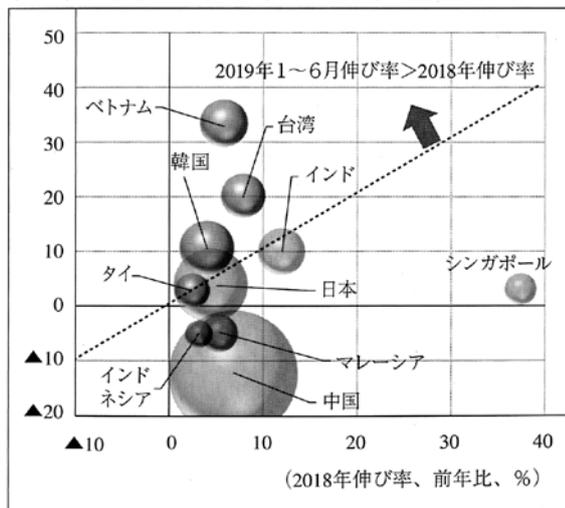
中国は長年「世界の工場」として機能してきており、これを踏まえて中国から米国を含む全世界向け輸出のサプライチェーン（Global Value Chain, GVC）が形成されてきた。象徴的なのは、アップル社のiPhoneは中国で世界中からの部品を組み立てて最終製品が米国に輸出されているが、そこにはDesigned by Apple in California Assembled in Chinaと刻印されている。米国の中国からの輸入関税引上げにより、対米輸出に係わりのある、このGVCを担ってきた企業は対応を迫られる事になった。

おしなべて見れば、米国への輸出は当事者の中国からは当然大幅に減少（2019年1－6月で前年同期比12.4%減）したが、アジア、EU、NAFTAからの対米輸出は増えている。同時に中国への輸出は中国での需要減少によりそれらの地域からの対中輸出は減少した。

更に詳細に見ると、アジアで対米輸出を増やしたのはベトナム、台湾、韓国、タイである。(下図参照)

米国の輸入からみたアジア諸国・地域の変化

(2019年1～6月伸び率、前年同期比、%)



(注) バブルの大きさは2019年1～6月期の輸入額を表す。  
(資料) CEICより日本総合研究所作成

出所：環太平洋ビジネス情報 RIM 2019 Vol.19 No.75  
「米中貿易摩擦はアジアのサプライチェーンをどう変化させるか」  
(調査部 上席主任研究員 三浦 有史)

ベトナムは米国向け輸出減少をカバーするため多くの中国企業が生産拠点をベトナムに移管してそこから米国に輸出を行った事、台湾、韓国は中国から生産拠点を自国に戻した事が背景にある。

対米輸出を増やした国はどんな品目が増えたかと言えば、ベトナムでは携帯電話、電気製品・部品、機械・設備及び木材加工品(家具・寝具)で、携帯電話以外は中国からベトナムに生産拠点を移転したためと考えられる。台湾は事務機器・データ処理機器(ノートパソコンを含む)を伸ばしたが、これは米中摩擦以前から生産拠点を中国から台湾に回帰させつつあったことがある。韓国は家庭用電気機器輸出を伸ばしている。

ただ、中国からの対米輸出が減少したとしても、中国から輸出した部品・中間財を加工した製品の対米輸出を伸ばした国があれば中国としては対米輸出減少のインパクトを多少

でも緩和する事が出来る訳で、そうした国としてベトナム、台湾、マレーシアがある。品目は電気機器・部品の伸び率が高い。これはアジアのGVCの主役が電気・電子産業である事を示している。特にベトナムと台湾は対中輸入増加品目と対米輸出増加品目に多くの一致が見られる。

一部品目の関税率引下げや新たな関税賦課の見送り(スマートフォン等)はあるが、米中が相互に関税の上乗せを維持している状況を考えれば、米国の輸入に占める中国依存度の高い品目を生産する産業では今後もGVCの再編が加速する事が見込まれる。2019年に中国依存度が大きく低下したスマートフォンと家具・寝具ではベトナムからの輸入が増えている。

また、中国の対米輸出を支える産業と同じ産業を国内に有する国が代替生産地として優位に立つであろう。アジアの対米輸出のGVCの主役である電気・電子産業及び繊維産業で代替生産地として最も優位に立つのはTPP 11にも加盟しているベトナムであろう。

世上言われる「米中デカップリング論」については、中国の対米輸出規模が余りにも巨大であるため、GVCの再編は一朝一夕には進まない事も事実であろう。即ち、中国抜きGVCが構築される、所謂「デカップリング」が成り立つ可能性は大きくないと思われる。

米中の貿易摩擦が日本に与える影響はどうか。

両国の関税引上げによる貿易面への影響については、台湾、ベトナム、韓国等に比して緩やかなものになろう。これは、電気・電子機械等各種機械の生産拠点を中国よりもASEANに持っている事によるものである。実際、中国に生産拠点を有する一部日本の機械産業が米中摩擦を受けてASEANに生産を移管しているが、これは既にASEANに有

する生産拠点を活用する事によって実現している事等に表れている。

日本としては、米中摩擦の影響をより深刻に考えねばならないのは、冒頭に記したECRA、FIRRMAと言った米国が制定した「輸出管理」と「外国からの投資に関する規制」への対応である。これらの措置により、米国はこれまで規制の対象となっていなかった新たな技術を対象にする事になる（本誌No.99、2019年3月参照）。

ECRA（輸出管理）の対象として商務省からバイオテクノロジー、AI技術等14分野が列挙され、またFIRRMAでは財務省から審査対象となる投資、取引が示されている。

（表2、3参照）

表2 ECRAの「新興技術」に含まれる技術分野

(1) バイオテクノロジー
(2) 人工知能(AI)・機械学習技術
(3) 測位技術(Position, Navigation, and Timing)
(4) マイクロプロセッサ技術
(5) 先端コンピューティング技術
(6) データ分析技術
(7) 量子情報・量子センシング技術
(8) 輸送技術
(9) 付加製造技術(3Dプリンターなど)
(10) ロボット工学
(11) 脳コンピュータインターフェース
(12) 極超音速
(13) 先端材料
(14) 先進監視技術

出所：日本貿易振興機構(ジェトロ)地域・分析レポート  
(2019年11月28日)

表3 FIRRMAで追加される主な審査対象取引

<p><b>1. 次に該当する非支配的な投資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国事業が保有している重要な非公開の技術情報へのアクセス</li> <li>・ 米国事業の取締役会または同様の組織体の構成員またはオブザーバーとなる、もしくは構成員を推薦する権利</li> <li>・ 重要技術、重要インフラ、もしくはセンシティブな個人データに関わる米国事業の実質的な意思決定への関与（ただし、株式の議決権行使は除く）（注）</li> </ul> <p><b>2. 次に該当する米国の不動産に関する取引</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港、港湾、それらの中に存在、またはそれらの一部として機能する不動産</li> <li>・ 指定される米国の軍事施設に近接する（1マイル（約1.6キロ）以内）不動産</li> <li>・ 指定される米国の軍事施設から一定の範囲内にある（1マイルから100マイルの範囲）不動産</li> <li>・ 沖合も含む、ミサイル場が含まれる一定の地理的地区に存在する不動産</li> </ul> <p>注：ここにある「重要技術」の定義に、ECRAが定める「新興技術」「基盤的技術」が含まれることになる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出所：日本貿易振興機構(ジェトロ)地域・分析レポート（2019年11月28日）

それぞれ産業界よりのパブリックコメント等を踏まえて最終的に制定される事になる。

これらの法制度が施行されると、日本企業の取引や投資事業に於いて中国企業、中国人技術者との関係が厳しく制限される可能性がある。

財務省は既にFIRRMAに基づいて「対米外国投資委員会（CFIUS）」への届け出を免除する「ホワイト国」を発表したが、日本は除外されている。

今後、日本企業として社内体制の再編、米国事業と中国事業の「分断」等も必要になるかも知れない。

（注）本稿出稿後に本格化した新型コロナウイルス感染症の今後の展開によっては、GVCに想定以上のインパクトを与える可能性がある。